規則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

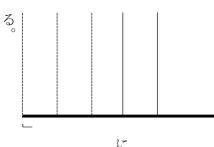
埼玉県規則第六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則 (昭和四十年埼玉県規則第五十号) \mathcal{O} 一部を次のよう

に改正する。

様式第五号中 を gr \forall 天 gr 田権 \forall 厌 H 5 姓併記望の有 H 離 5 žţ 離 離 Z, 離 3 \smile 푈 ₩ ○ 熊 \smile 3 老 ₩ (H (天) (田姓) 府 쇒 作 都府 河風 示 道 **念** (名) 淮



に改め、 同様式の添付書類を削り、 同様式の注を次のように改め

注 \wedge 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、 また、通称の併記を希望する場合は、※欄に記入する 生年月 Ш 14 西暦で記入する ° (1 1

 \sim 旧姓の併記を希望する場合は、 (旧姓) 欄に記入するこ · (~

	_	
$\overline{}$	\forall	
\mathbb{H}	審	
離		
	去	
府	粪	
洞	湩	

る。 様式第六号中 を に改め、 \mathbb{H} δr 氏 gr \forall 5 H 5 同様式の添付書類を削り、 なべ 離 なべ 離 **₩** 3 ₩ 3 去 $\widehat{\mathbb{R}}$ (来) (旧姓) 同様式の注を次のように改め (名) 都府 (国)

注 $_{\text{C}}^{\circ}$ 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入する また、免許証に通称が併記されている場合は、 ※欄に記入する 1 \sim

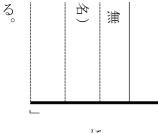
免許証に旧姓が併記されている場合は、 (旧姓) 欄に記入する [1 \wedge

 \mathcal{O}

様式第七号中 \forall 田 gr H 5 がな 離 ₩ 2 $\widehat{\mathbb{H}}$ (名) 都道 府県 (来)

			都道	
7	を り が な	旧姓併記の希望の有無	(国籍)	本籍 地
(旧姓)	(氏)			
	(名)		(国)	都道
(旧姓)	(兵)	1		
	$\overline{}$		1	

巻 道 (国)



に改め、 同様 式 \mathcal{O} 添付資料を削り、 同様式の注を次のように改め

田 日を記入する 更前欄には免許証記載の本籍地及び氏名を記入する 1 ° 1 $\overset{\circ}{\smile}$ 911 生年

変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。

- \sim \sim 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、 また、通称の併記を希望する場合は、 ※欄に記入する 生年月日 R 西暦で記入する 1 $^{\circ}_{\mathcal{L}}$
- ω 旧姓の併記を希望する場合は、(旧姓) 欄に記入する 1 $_{\circ}^{\circ}$

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 当分の間、 この規則による改正前のクリー 所要の調整をして使用することができる。 ニング業法施行細則に定める様式による用紙は、